令和3年度 第3回 中小企業等外国出願支援事業 募集開始

外国への特許出願等に要する経費の一部を補助 します!



(公財)かごしま産業支援センター

募集期間: 令和3年9月10日(金)~10月8日(金)17時必着

公益財団法人かごしま産業支援センター(以下「センター」という。)では、県内中小企業者等の戦略的な外国への特許出願等を促進するため、特許庁の事業を活用して、外国出願に要する費用の一部を補助します。 応募される企業等の皆様は、以下に留意して応募してください。

●申請資格

申請時に、 $(1) \sim (4)$ のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業者(「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます。)又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。)であること。
- (2) 外国特許庁への出願業務を依頼 する国内弁理士等(選任弁理士)の協力 が得られる中小企業者又は自ら同業務を 現地代理人に直接依頼する場合には、同 等の書類を提出できる中小企業者
- (3) 本事業実施後のフォローアップ 調査に対し、積極的に協力する中小企業 者
- (4) 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと

●対象経費

- ①出願国への出願手数料
- ②現地代理人費用 ③国内代理人費用
- ④翻訳に要する費用 等

●事業内容

- (1) 助成対象経費及び助成対象期間 <u>採択決定後</u>、実績報告書提出日までに 発生した費用が対象となります。
- (2) 補助率・補助上限額 補助率:助成対象経費の2分の1以 内(千円未満の端数は切り捨て) 補助上限額:1中小企業者あたり 300万円以内
 - 1 出願に対する補助金の上限額:
 - ■特許出願 150万円
 - ■実用新案登録出願、意匠登録出願、 商標登録出願 60万円
 - ■冒認対策商標登録出願 (※) 30万円
- (※) 冒認対策商標登録出願とは、第三 者による抜け駆け(先取り)出願 (冒認出願)の対策を目的とした商 標登録出願をいいます。

◆応募方法

当センターホームページから**募集要領をご確認いただき、ダウンロードの上**、申請書類一式をセンターに期限までに持参又は郵送してください。なお、申請書類は返却しません。

【お問い合わせ先】

公益財団法人かごしま産業支援センター

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(県産業会館2階) URL: https://www.kisc.or.jp 産業振興課 TEL:099-219-1272 E-mail:ikusei@kisc.or.jp